

地域のつながり強化について

地域に障がい者が住んでいることを知らず、支援の手が届かない問題に対して、市の制度である、避難支援プランとその名簿を活用することにより、自治会・民生児童委員への周知、地域での共助への一助とする。

① 福井市避難支援プランの周知とその課題（資料別紙）

【課題点】

- ・関係団体でさえその存在を知らない。
- ・同意者の名簿を作成し、配布をするが地域住民に障がい者がいることを知られたくない。
- ・障がい福祉サービスを利用していない対象者に対するの周知方法。

【福井市での現状】

- ・福井市での登録者数 7,531 人(R3.10.31 時点)
- ・担当部署は危機管理課だが、申請は、介護保険課・地域包括ケア推進課・障がい福祉課などで申請受付を行い、担当部署にて取りまとめている。
- ・等級などの該当にかかわらず申請があれば名簿に載せることができる。

② 民生児童委員への研修

【開催概要】

開催日:令和3年12月11日(土)13:30～

対 象:東足羽地区民生児童委員協議会 25 名参加

【資料について考察と参加者の意見】

- ・作成した利用を基に進めたが、目的を伝える部分が弱かった。障がい理解促進という点を前面に出すなど、明確な目的を出せればなお良かった。
- ・障がい種別の話していると話している自分が暗い気持ちになってきた。内容について、再利用する際には内容の修正を検討する。
- ・字が小さく見えにくいと意見あり。
- ・イラストがあると良いと意見あり。(印刷コストの関係で乗せなかった)
- ・講義自体は概ね 30 分程度でまとまった。

【質疑応答】

Q:資料で「障がい」と「障害」を使い分けている。「障がい」が適切でないか。

A:一般的には「障がい」となっている。「障害」は障害者手帳など法律用語で使用している。

Q:相談したケースだが、現在も見守りを続けている。特に問題はないが、夜歩き回ったりがある。このような変わらない状況で良いものか。見守りを続けていきます。

A:個別ケースの話はこの場では差し控えていただきたい。見守りの継続と挨拶をしてもらえるとありがたい。

Q:年齢を問わないと説明があったが、65歳以上も相談すれば良いのか。

A:65歳以上はまず地域包括支援センターへ相談していただきたい。相談内容によってなんとかが対応させていただくことがある。例えば仕事をしたいという希望がある方など、介護保険サービスで対応できないことの相談に応じている。

Q:精神障がいがある方への関わりについて、地域で何か問題がある訳ではないが、現状で良いのか疑問を感じている。

A:個別相談は別途お伺いすることとした。挨拶などの声かけ、見守りの継続をお願いし了解された。

【アンケート実施】

- ・4名から回答あり。
- ・全員、概ね理解できたと回答。
- ・意識的なところは、変わらない方3名、良くなった方1名回答あり。
- ・障害者手帳の利点について質問あり、後日文章で回答した。
- ・自由記載にて、民生委員を受任されてからの活動で、障がいがある方との関わりを勉強されていると、とても前向きなコメントがあった。

【所感】

- ・福井市地区障がい相談支援事業所の事業の周知ができ、民生委員と連携した具体的事例を伝えることはできた。
- ・お互いに顔の見える連携の一步に繋がると感じた。
- ・思った以上に質問があり、関心がある方が多い印象を受けた。
- ・1つの連携ケースから、民生委員間で福井市地区障がい相談支援事業所の共有をしてくれることにも繋がることを感じた。
- ・何かをお願いしていく場にしてしまうと良くない空気になりそう。相談先としての協力体制の構築に着目していくことが望ましいのではないかと感じた。

【今後について】

- ・今後の展開について、何に向かって進んでいくか考える必要がある。

